

都道府県・政令指定都市名	12 千葉県
--------------	--------

時点:平成31年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	知事部局 総合企画部男女共同参画課
担 当 職 員 数	13 人 (専任 13 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	千葉県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日・根 拠	平成12年4月1日 根拠: 千葉県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関・会 等 の 名 称	千葉県男女共同参画推進懇話会
設 置 年 月 日	昭和60年8月1日
構 成 員	15 人 (女性 8 人、男性 7 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月		
名 称	第4次千葉県男女共同参画計画		
改定・見直しの予定時期	令和3年4月1日		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	
	公 布 日	
	施 行 日	
	最 終 改 正 日	
無の場合	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月	
1	1. 制定等について検討中 具体的な状況: 条例の制定については、県議会や県民の意見を幅広く伺ってきたい。	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード	1:平成31年4月1日	2:令和元年5月1日	3:その他:
目 標 値	令和 2 年度まで 40 %		
根 拠	第4次千葉県男女共同参画計画(平成28年3月策定)		
目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関及び県民や各種団体等の意見の反映や専門知識の導入等を図ることを目的として、要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等附属機関に準ずる機関とする。		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 104 )うち女性委員を含む審議会等数( 103 ) 延総委員等数( 1,618 )延女性委員等数( 492 ) 女性比率( 30.4 )
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 115 )うち女性委員を含む審議会等数( 105 ) 延総委員等数( 1,569 )延女性委員等数( 443 ) 女性比率( 28.2 )
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 38 )うち女性委員を含む審議会等数( 34 ) 延総委員等数( 1,092 )延女性委員等数( 312 ) 女性比率( 28.6 )
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 9 )うち女性委員を含む審議会等数( 5 ) 延総委員等数( 67 )延女性委員等数( 6 ) 女性比率( 9.0 )
目標値以外の目標設定			
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	379 人 (令和 元 年 8 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2
		委員の公募(1. 有 2. 無)	2
		そ の 他	( )

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード	1:平成31年4月1日	3:その他:											
管理職総数	(人)	(A)=(C+E+G)	女性管理職の内訳										
	うち女性管理職数(人)	(B)=(D+F+H)											
性別比率	(%)	(B/A)	部局長相当職										
			次長相当職										
部局長相当職	(人)	(C)	課長相当職										
	うち女性数(D)	女性比率	(人)										
次長相当職	(人)	(E)	うち女性数(F)										
	女性比率		女性比率										
課長相当職	(人)	(G)	うち女性数(H)										
	女性比率		女性比率										
本庁	計	448	26	5.8	31	2	6.5	67	2	3.0	350	22	6.3
	うち一般行政職	187	21	11.2	23	2	8.7	32	2	6.3	132	17	12.9
支庁・地方事務所等	計	345	30	8.7	0	0		72	7	9.7	273	23	8.4
	うち一般行政職	55	7	12.7	0	0		12	2	16.7	43	5	11.6
全体	計	793	56	7.1	31	2	6.5	139	9	6.5	623	45	7.2
	うち一般行政職	242	28	11.6	23	2	8.7	44	4	9.1	175	22	12.6
再掲	警察関係	310	7	2.3	0	0		19	0	0.0	291	7	2.4
	教育委員会	37	4	10.8	3	1	33.3	10	1	10.0	24	2	8.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns for survey point code, date (1:平成31年4月1日, 3:その他), and job status (課長補佐相当職, 係長相当職) with sub-columns for total count, female count, and female ratio.

問7-3 新規昇任者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table showing the number of newly promoted staff by position (課長相当職, 課長補佐相当職, 係長相当職) and department (本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, 再掲).

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table detailing promotion and advancement considerations, including criteria like departmental recommendation, long-term training, and personal aspirations.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table showing the number of applicants for promotion and advancement exams, including total applicants, female applicants, and female application rate.

問7-6 女性公務員の採用状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table showing the hiring status of female public employees, including total hires, female hires, and female hiring ratio across various levels.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table providing details about the comprehensive facility for gender equality, including name, location, management, staff, and main activities.



問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓(具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他			○	

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入	○	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
	12 その他	○	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	「社員いきいき!元気な会社」宣言企業登録制度(7, 8, 9, 10, 12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	千葉県男女共同参画推進事業所表彰(2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 有	2 現在はないが、今後検討する	1	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	千葉県男女共同参画推進連携会議 女性活躍推進特別部会
1 ある		1		
	2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的な名称	千葉県男女共同参画推進連携会議

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 問17-1 名称 千葉県男女共同参画白書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 1 年 定期の場合 1 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) ○ 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )	

問18-1 令和元年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・千葉県男女共同参画地域推進員事業	知事が委嘱する地域推進員事業と連携し、地域ごとの広報啓発活動を実施する。	1500	通年
・千葉県男女共同参画センターフェスティバル2019	男女共同参画社会の実現を目指した県民意識啓発事業として、男女共同参画に関する基調講演や県内団体が企画する講座・グループワークなどを開催するとともに、意見交換会を行い男女共同参画の推進に関わる県内団体や県民間の連携強化を図る。	300	令和2年1月19日 日曜日
・DV相談カードの作成配置	DV相談窓口を掲載した名刺サイズのカードを作成し、配布する。	7,500箇所	通年
・DV相談ステッカーの配置	DV相談窓口を掲載したステッカーを配置する。	2,000枚	通年
・DV啓発リーフレットの作成配布	DV防止のチラシを作成し市町村の協力を得て回覧板等を利用し配布する。	106,000枚	令和元年10月
・デートDV相談カード等の作成配布	デートDVに関する正しい知識や相談窓口を掲載したカード(2つ折り、クレジットカードサイズ)とリーフレット(A4サイズ)を作成し、県内高等学校に在籍する第1学年生徒と第3学年生徒を対象に配布する。	各60,000枚	令和元年11月
・DV防止街頭キャンペーン	県・警察・市・民間支援団体が協働してDVの防止を呼びかける。	大型商業施設	令和元年11月12日～12月7日の間 3回
・家庭における暴力防止啓発パンフレットの作成配布	家庭の中で起こるDVを子どもが目撃することは児童虐待にあたることから、家庭における暴力防止の理解促進とともに、保護者のDV被害の早期発見及び相談につなげられるように、保護者向けのDV防止啓発パンフレット等を作成配布する。	240,000部	令和元年9月、令和2年3月
・男女共同参画啓発及びDV防止用パネル貸出事業	パネルを作成し、県内市町村へ貸出を行う。		通年
・市町村男女共同参画担当者研修	市町村における男女共同参画施策の推進に資するため、担当職員研修を行う。	80	年2回開催
・千葉県男女共同参画推進連携会議	あらゆる場面における男女共同参画の自主的な取組を推進することに賛同する各構成団体により組織した「千葉県男女共同参画推進連携会議」において、全体会を1回、産業・地域・教育の各部会を各2回、及び女性活躍推進特別部会を2回(産業部会、全体会と各1回合同)開催する。	70名(女性活躍推進特別部会)、その他各50名	7月、11月、2月
・DV・児童虐待予防セミナー	11月12日から11月25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に合わせ、DV・児童虐待予防セミナーを開催する。	200名	11月5日、2月16日
2. 表彰			
・千葉県男女共同参画推進事業所表彰	男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業所を表彰する。		令和2年1月
3. 講座			
・DV・児童虐待相談新任職員研修(基本)	新たにDV・児童虐待相談を担当する市町村職員等に対し、基礎知識や相談対応等について研修を行う。	386	4月17日、5月8日、5月31日
・DV・児童虐待相談新任職員研修(応用)	新たにDV・児童虐待相談を担当する市町村職員等に対し、基礎知識や相談対応等について研修を行う。	279	6月11日、6月18日、7月9日
・DV・児童虐待相談担当者研修(経験者)	実務経験を有する職員を対象として実践的な研修を行う。	200	9月18日、10月17日、10月29日
・DV職務担当者自立支援スキルアップ研修	市町村職員等DV被害者支援に当たる職員に対する、支援に必要な法律知識や就職支援ノウハウなど、DV被害者の自立支援につなげるための研修を行う。	98	6月24日
・学校職員等に対するDV・子ども虐待対応研修	保育園、幼稚園、小中高등학교や特別支援学校等子どもに接する教職員等を対象に、DVの基礎的な知識の習得とDV家庭の子どもへの対応・支援のあり方について、児童虐待と併せて研修を行う。	275	7月22日、8月5日
・若者のためのDV予防セミナー	若者が自分自身の問題としてDVIについて考え、将来にわたり「互いに尊重できるパートナーシップのあり方」を学ぶことを目的に、高等学校等を対象に外部講師による参加型セミナーを実施する。	56回	平成31年4月～
・男女共同参画関連講座	各種団体との連携セミナーや女性リーダー養成講座など、男女共同参画に関する講座を千葉県男女共同参画センターにおいて実施する。		通年
・DV職務担当者被害者支援スキルアップ研修	市町村職員等DV被害者支援に当たる職員に対し、具体的な困難事例への対応方法、被害者の心理状態に応じた支援方法等の専門知識習得を目的とした研修を行う。	80	9月17日
・DVIによる子どもへの影響に関する研修	市町村職員等DV被害者支援に当たる職員に対し、DV家庭で育つ子どもの健やかな成長につながる支援を目的として、DVの目撃が子どもに与える影響等を医学的見地から学ぶ研修を行う。	100	12月23日
・男女共同参画シンポジウム	「女性の活躍推進」や「ワーク・ライフ・バランス」等、社会経済情勢の変化に対応したテーマを設定し、基調講演等を行う。	200	令和元年6月23日
4. 相談事業			
・女性のための相談事業	女性サポートセンター及び千葉県男女共同参画センターにおいて、女性が抱える様々な悩みや心配事の相談を受け付ける。		通年(女性サポートセンターにおいては、電話相談を24時間)
・DV相談事業	各健康福祉センター等県内15ヶ所の配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVIに関する相談を受け付ける。		通年
・男性のための総合相談事業	千葉県男女共同参画センターにおいて、男性が抱える様々な悩みや心配事を受け付ける。		通年(電話相談は毎週火・水の午後4時～8時)
5. 情報収集・提供			
・家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議	家庭等における暴力対策として、関係各機関との情報提供及び交流による連携強化を図る。	40	令和2年1月
・県民向け情報誌の発行	県民への情報提供・広報啓発を図るため、情報誌を発行し、県内市町村、関係団体、公共施設等に配布する。	24,000部	年2回(9月、3月)
・女性人材リスト情報提供	審議会等の委員候補となる女性人材情報を収集し、県・市町村の関係課に情報提供する。		通年
・ちば男女共同参画メールマガジンの発行	県及び県内市町村が主催する男女共同参画や女性に対する暴力に関するイベント、協働事業等の情報をメールマガジンに掲載・発行する。	約1,500人	毎月2回発行

6. 苦情処理 ・千葉県男女共同参画苦情処理制度	男女共同参画の視点から、県の施策等に関する苦情や男女共同参画の理念に反する人権侵害についての調査等を行う。		通年
7. 交流促進 ・千葉県男女共同参画センターフェスティバル2019	男女共同参画社会の実現を目指した県民意識啓発事業として、男女共同参画に関する基調講演や県内団体が企画する講座・グループワークなどを開催するとともに、意見交換会を行い男女共同参画の推進に関わる県内団体や県民間の連携強化を図る。	300	令和2年1月19日
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・DV被害者支援活動団体連絡会議	構成員間の情報交換や、県からの情報提供を行う。	17団体	令和2年3月
・千葉県男女共同参画推進事業所表彰 ・千葉県男女共同参画推進連携会議	男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業所を表彰する。 あらゆる場面における男女共同参画の自主的な取組を推進することに賛同する各構成団体により組織した「千葉県男女共同参画推進連携会議」において、全体会を1回、産業・地域・教育の各部会を各2回、及び女性活躍推進特別部会を2回(産業部会、全体会と各1回合同)開催する。	70名(女性活躍推進特別部会)、その他各50名程度	令和2年1月、11月、2月
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・			

## 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:平成31年4月1日	3:その他:
議 会 名	千葉県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	4		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	千葉県議会規則第2条		
条文本文 別添のとおり			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	4	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		
	4. 行っていない。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	4	
	2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

調査時点コード: 1

1. 平成31年4月1日 2. 令和元年5月1日 3. その他 ( )

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 平成29年3月26日 ~ 令和3年4月4日
副知事	2人	(女性 0人、男性 2人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	52	8	15.4	
	都道府県防災会議(委員のみ)	51	8	15.7	
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	1	6.3	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	3	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	18	2	11.1	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	7	5	71.4	
	2 国土利用計画地方審議会	18	6	33.3	
	3 土地利用審査会	5	2	40.0	
	4 都道府県交通安全対策会議	22	1	4.5	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	38	9	23.7	
	7 精神医療審査会	25	9	36.0	
	8 都道府県生活衛生適正化審議会	3	0	0.0	
	9 都道府県医療審議会	29	7	24.1	
	10 准看護師試験委員会	10	8	80.0	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	44	10	22.7	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	22	8	36.4	
	14 国民健康保険審査会	8	4	50.0	
	15 都道府県農業共済保険審査会	1	0	0.0	
	16 都道府県森林審議会	13	5	38.5	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	15	6	40.0	
	18 建築審査会	7	3	42.9	
	19 都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
	20 都道府県都市計画審議会	28	4	14.3	
	21 開発審査会	7	3	42.9	
	22 私立学校審議会	10	3	30.0	
	23 石油コンビナート等防災本部	50	3	6.0	
	24 公害健康被害認定審査会	13	5	38.5	
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				
	27 地方港湾審議会	25	5	20.0	
	28 土地区画整理審議会	63	3	4.8	
×	29 教科用図書選定審議会				
	30 介護保険審査会	26	11	42.3	
	31 都道府県固定資産評価審議会	10	5	50.0	
	32 感染症の診査に関する協議会	19	5	26.3	
	33 警察署協議会	372	150	40.3	
×	34 土地収用事業認定審議会				
	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	7	4	57.1	
	36 国民保護協議会	59	5	8.5	
×	37 地方独立行政法人評価委員会				
×	38 市街地再開発審査会				
×	39 都道府県職員委員会				
×	40 自然再生協議会				
	41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	42 後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
	43 留置施設視察委員会	8	3	37.5	
	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	24	0	0.0	
	45 指定難病審査会	16	1	6.3	
	46 小児慢性特定疾病審査会	4	0	0.0	
	47 行政不服審査会	6	3	50.0	
	48 国民健康保険運営協議会	14	6	42.9	
	49				
	50				
	51				
	52				
	53				
	合計	1,092	312	28.6	
	女性委員0の審議会数	4			

## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	4	1	25.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	2	13.3	
7	収用委員会	7	0	0.0	
8	海区漁業調整委員会	15	1	6.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	0	0.0	
	合 計	67	6	9.0	
	女性委員0の委員会数	4			